

従業員の福祉増進を支援

《みよし市中小企業退職金共済補助金》

掛金の10%を 補助します！

個人事業主又は法人が、中小企業退職金共済事業本部（中退共）又は特定退職金共済団体（特退共）と退職金共済契約（以下、契約）を結び、新たに加
入した従業員（被共済者）に係る掛金の一部に対し、補助金を交付します。

【この制度を利用できる方】※①から⑤の全てに該当する方

- ①市内に事業所を有している
- ②市税を完納している
- ③市内の事業所に勤めており、新たに加
入した従業員に係る共済掛金契約を締結した日か
ら12カ月経過している
- ④契約成立日が属する月から起算して12カ月分の掛金を納付している
- ⑤継続して掛金を納付している（退職等により脱退していない）

■補助対象 令和4年4月1日以降に加
入し、契約成立日の属する
月から起算して12カ月分の掛金
※補助金交付申請までに退職等により脱退した従業員
に係る掛金は対象外

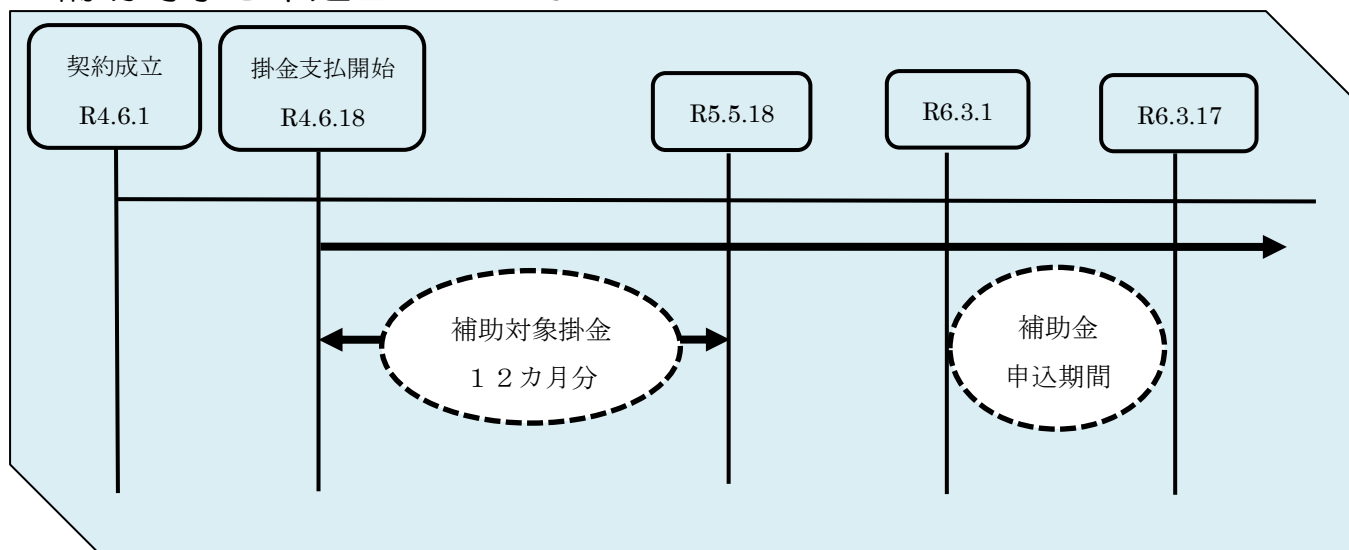
■補助額 対象となる掛金総額の10%
(新規加入従業員1人あたりの上限10,000円)

《申込日》

補助対象となる掛金の納付が完了した月の属する年度の
3月1日から3月20日まで

※令和5年度は3月1日（金）から3月19日（火）まで

■補助対象と申込日について



■必要書類

- 退職金共済契約書の写し（申込書や共済手帳） ①
- 退職金共済掛金支払内訳書 ②
- 市税の完納証明書 ③

※③は市役所又はサンネットにて1枚200円で発行しています

【お問い合わせ先】

みよし市役所 市民経済部 産業振興課

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地

TEL (0561) 32-8015 FAX (0561) 34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp